

「令和 8 年台風第 25 号災害義援金」(神奈川県)募集要綱【第 1 版】

社会福祉法人神奈川県共同募金会

1 趣旨

令和 8 年台風第 25 号によって被害を受けられた県内被災者を支援するため「令和 8 年台風第 25 号災害義援金」の募集を行います。

2 義援金の名称

令和 8 年台風第 25 号災害義援金

3 受付期間

令和 8 年 10 月 8 日(木)から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

4 義援金受け入れ方法

(1) 口座振り込み

金融機関	口座番号	口座名義
横浜銀行 横浜駅前支店	普通 6568121	社会福祉法人 神奈川県共同募金会
※ 横浜銀行本支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。 ※ 上記以外の銀行からのお振り込みや、ATM、インターネットバンキングでお振り込みの場合には所定の振込手数料が必要となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00130-2-452438	神奈川県共募令和 8 年台風第 25 号 災害義援金
※ ゆうちょ銀行本支店および郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。 ※ 上記以外の銀行からのお振り込みや、ATM、インターネットバンキングでお振り込みの場合には所定の振込手数料が必要となります。		

(2) 現金書留

※現在準備中です。

(3) 神奈川県共同募金会受入窓口

神奈川県共同募金会および県内各市区町村支会(市区町村社会福祉協議会内)で受け付けます。

5 義援金の配分

神奈川県共同募金会にお寄せいただいた義援金は、神奈川県、日本赤十字社神奈川県支部等、各募集团体の義援金を集約したうえで、令和 8 年台風第 25 号災害義援金神奈川県配分委員会の審査を経て、被災市町村を通じて被災者へお届けします。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」として税制優遇

の対象となります。

銀行振り込みにより指定口座へご送金いただいた場合は、各金融機関等の振込受領書が寄付金控除用の受領書(証明書)として取り扱われます。

また、義援金取扱い窓口や現金書留などで義援金を授受した場合は、本会が所定の領収書を発行します。

なお、確定申告に際しては、前記受領書・領収書等とともに本紙「令和8年台風第25号災害義援金募集要綱」を添付の上ご提出ください。

7 その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資の取り扱いはいたしておりません。

[お問い合わせ先]

社会福祉法人神奈川県共同募金会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 神奈川県社会福祉センター6階

TEL045-312-6339 Fax045-313-2529

Mail info@akaihane-kanagawa.or.jp

◇本要綱は、令和8年10月8日より施行